

第3期

こども・若者輝く未来プラン「あしや」

第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画

第3期芦屋市子ども・若者計画

【原案】

令和7年3月

芦屋市

第1章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

国は、令和5（2023）年4月に「こども基本法」を施行し、こどもや子育て家庭への支援、こどもの貧困の解消に向けた対策、若者の育成支援を一本化した支援体制をスタートさせました。

本市では、令和2（2020）年3月に「第2期子育て未来応援プラン「あしや」（芦屋市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、「子どもの最善の利益」が保障されるまちづくりを目指してきました。また、同じく令和2（2020）年3月に「第2期芦屋市子ども・若者計画」を策定し、こどもと若者への支援を推進してきました。これらの計画期間が令和6（2024）年度末に終了することから、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間を期間とした新しい計画を策定することとします。この度は、上記の国の動向を踏まえて、こどもから若者への切れ目のない支援を実現するため、両計画を一体化し、「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」（第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画・第3期芦屋市子ども・若者計画）」として計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

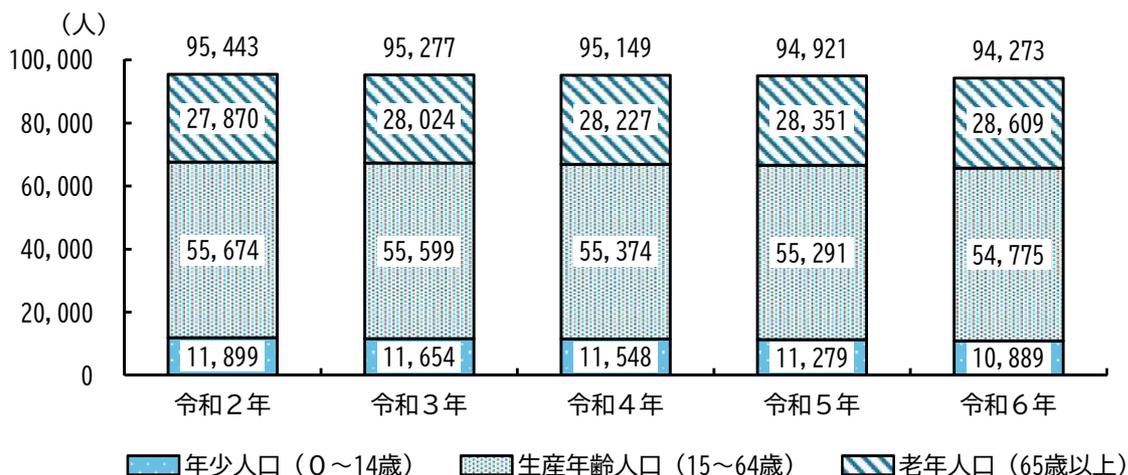
本計画は、芦屋市子ども・若者・子育てに関する総合的な計画で、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者育成推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化し、芦屋市「こども計画」として位置付けます。

なお、第2期計画と同様、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」と「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」の性格を併せ持ちます。また、「第5次芦屋市総合計画」や関連する分野別計画との整合を図り策定します。

第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状

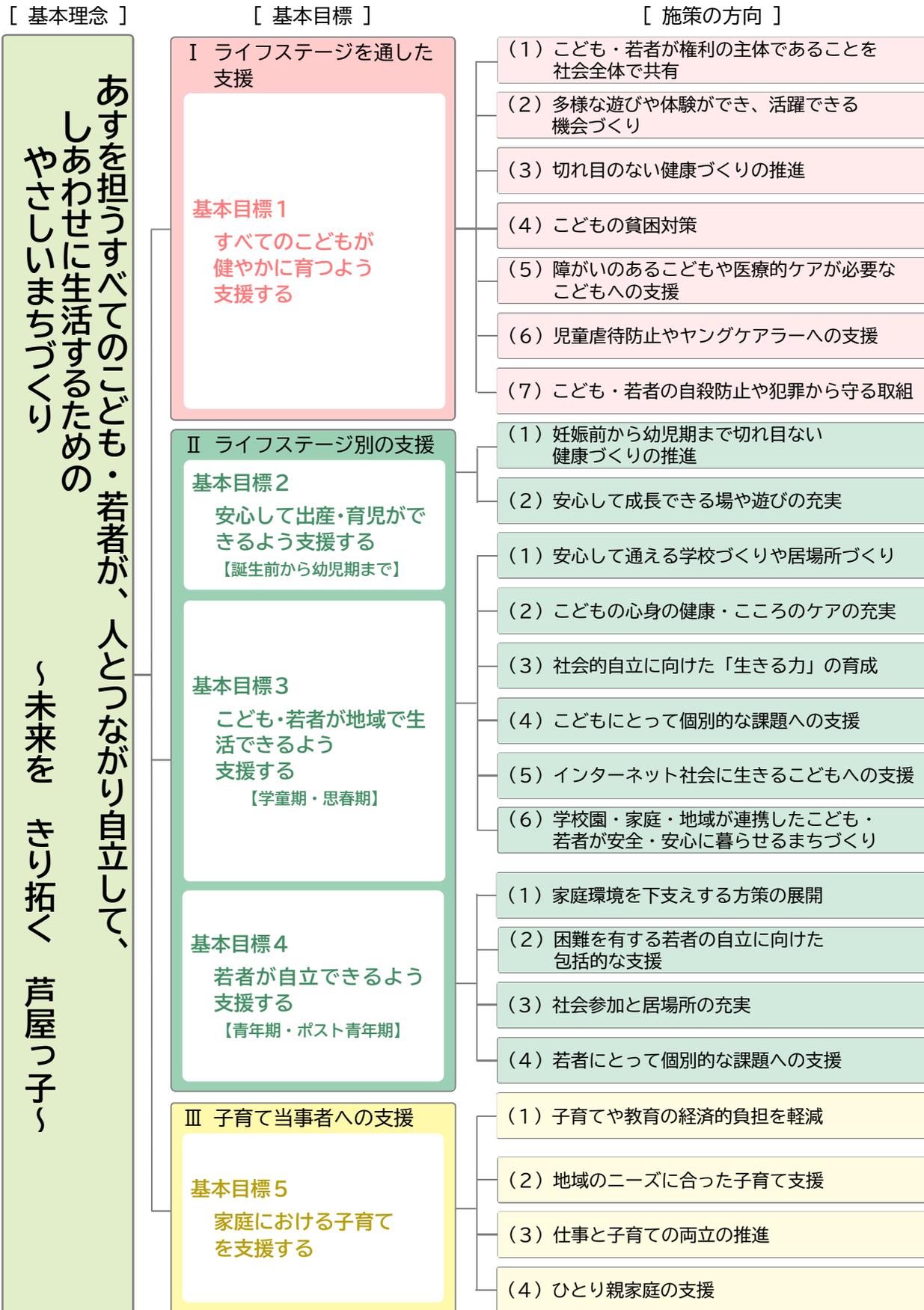
本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向であり、令和6（2024）年3月末では94,273人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少し、令和6（2024）年では10,889人となっています。

年齢3区分別人口の推移 住民基本台帳（各年3月末日現在）より



第3章 計画の基本的な考え方

本計画では、基本理念で掲げる「あすを担うすべての子ども・若者が、人とつながり自立して、しあわせに生活するためのやさしいまちづくり～未来を きり拓く 芦屋っ子～」を実現するため、下記の5つの基本目標を掲げ、施策を推進していきます。



I ライフステージを通じた支援

基本目標1 すべてのこどもが健やかに育つよう支援する

◆施策の方向1 こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

- 「こども基本法」や「子どもの権利条約」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- こどもや若者が意見表明しやすい環境づくりを行います。

◆施策の方向2 多様な遊びや体験活動ができ、活躍できる機会づくり

- 市内の公共施設において、こどもが多様な遊びや体験活動ができる機会をつくります。
- こども・若者が、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

◆施策の方向3 切れ目のない健康づくりの推進

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心して育児ができるよう努めます。

◆施策の方向4 こどもの貧困対策

- 経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済的支援を推進します。
- 経済的格差の広がりや、教育や進学を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。こども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

◆施策の方向5 障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの支援

- 障がいのあるこども・若者や医療の専門的な支援が必要なこども・若者が安心して地域生活を送ることができるよう、適切な支援を早い段階から受けられるようにするとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取組が可能となるよう、必要な支援を行います。また、障がいのあるこども・若者の保護者に対しては、こども・若者一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていきます。

◆施策の方向6 児童虐待防止やヤングケアラーへの支援

- すべてのこども・家庭の相談に対するこども支援の専門性をもった機関として、こどもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「こども家庭総合支援担当」での支援を引き続き実施します。「要保護児童対策地域協議会」の活性化を図るため、支援者の資質向上と関係機関の適切な対応による地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

◆施策の方向7 こども・若者の自殺防止や犯罪から守る取組

- 誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、こども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。
- 有害環境からこども達を守るために、警察・行政・学校・地域・関係機関の連携を強化して、こども・若者の安全を確保し、犯罪抑止力の高いまちづくりを推進します。
- 非行は、家庭・学校・地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生します。このため、家庭・学校・地域が緊密に連携し、こども・若者が非行や犯罪に走ることはないよう支援を行っていきます。
- 連携してこどもを支えるネットワークづくりや地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進するとともに、「子ども会」の活性化を図るなど、地域のこどもの健やかな成長を促す環境整備を推進します。

Ⅱ ライフステージ別の支援

基本目標2 安心して出産・育児ができるよう支援する

◆施策の方向1 妊娠前から幼児期まで切れ目ない健康づくりの推進

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、産後ケア事業などを通して必要な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心して育児ができるよう努めます。

◆施策の方向2 安心して成長できる場や遊びの充実

- また、就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべてのこどもが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、こども同士の交流、小学校との連携も深め、小学校への円滑な接続を図ります。

基本目標3 子ども・若者が地域で生活できるよう支援する

◆施策の方向1 安心して通える学校づくりや居場所づくり

- 安心して子どもが過ごすことができる場として学校環境を整備し、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができるこどもの居場所づくりを積極的に推進します。

◆施策の方向2 こどもの心身の健康・こころのケアの充実

- 子どもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の周知を図ります。
- 関係機関と連携を図り、医療の専門的な支援が必要な子どもやその家族に対する支援体制を確保します。
- 性に関する正しい知識の普及や相談等の取組を推進します。
- 喫煙や薬物等に関する教育や指導等の取組を推進します。
- プレコンセプションケアについての普及啓発を推進します。

◆施策の方向3 社会的自立に向けた「生きる力」の育成

- 成長過程にある子ども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。
- 子ども・若者が社会の中で自立し、他者と連携しながら、社会を生き抜き、地域の問題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

◆施策の方向4 子どもにとって個別的な課題への支援

- 家庭・学校・地域及び関係機関が一体となって、いじめ防止や不登校対策の充実を図ります。

◆施策の方向5 インターネット社会に生きる子どもへの支援

- 子どもが主体的にインターネット等を利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進など子どもが安心してインターネット等を利用できるよう指導するとともに、適正な使用に向けた教育や意識啓発を図っていきます。

◆施策の方向6 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

- 有害環境から子どもを守るために、警察・行政・学校・地域・関係機関の連携を強化し、子ども・若者の安全を確保し、犯罪抑止力の高いまちづくりを推進します。
- 家庭・学校・地域が連携し、子ども・若者が非行や犯罪に走ることがないよう支援を行っていきます。
- 子どもを支えるネットワークづくりや地域全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

基本目標4 若者が自立できるよう支援する

◆施策の方向1 家庭環境を下支えする方策の展開

- 経済的格差の広がりや、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。
- 社会の発展と核家族化そして親の価値観の多様化等を背景として、家庭での教育に不安や悩みを抱えている親が増えている状況があります。若者だけでなく、同じ悩みを抱えた親同士が集まれる学びの場や仲間や地域の大人が交流できる居場所の提供をしていきます。

◆施策の方向2 困難を有する若者の自立に向けた包括的な支援

- 若者が、勤労観・職業観を形成し、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるためのキャリア教育を充実させるとともに、企業等とも連携・協力し、きめ細かい職業相談等の支援を行います。
- ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して支援します。

◆施策の方向3 社会参加と居場所の充実

- 若者が気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流等に携わることができる機会や情報の提供を行います。

◆施策の方向4 若者にとって個別的な課題への支援

- ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

Ⅲ子育て当事者への支援

基本目標5 家庭における子育てを支援する

◆施策の方向1 子育てや教育の経済的負担の軽減

- 乳幼児等・こども医療費助成、児童手当の支給、幼児教育・保育の無償化などを継続し、乳幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。

◆施策の方向2 地域のニーズに合った子育て支援

- 身近なところで子育て中の保護者とこどもが気軽に集まれる場所を提供し、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を発信します。

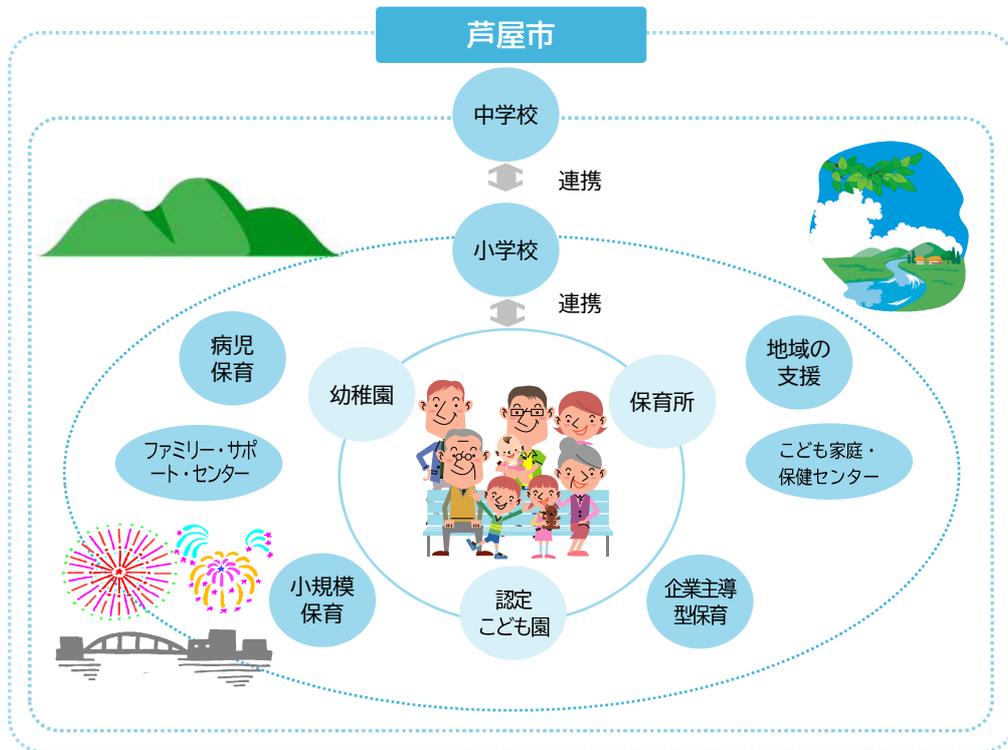
◆施策の方向3 仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。
- 保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。

◆施策の方向4 ひとり親家庭の支援

- 「ひとり親家庭自立支援員」を配置するとともに、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援を推進します。

【 子ども・子育て支援法による本市の体制のイメージ 】



芦屋市の教育・保育提供区域

こどもやその保護者が地域で安心して暮らすための基盤として、「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとしています。

これに基づき、「第2期芦屋市子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画等に「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区（山手・精道・潮見の3圏域）を教育・保育提供区域の基本として設定しました。

本計画でも、引き続き、中学校区を1つの圏域として、すべての就学前のこどもが身近な地域で豊かな教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設等の適切な提供体制について検討していきます。

【 幼稚園及び保育所等の配置図 】



(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組により、保育需要については、年度当初の入所申込者数を上回る定員数を確保しましたが、一定数の入所待ち児童が生じています。この取組が完結してからも、入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、認可保育所の認定こども園への移行や、保育施設の定員変更等を進めてきました。

今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な提供体制の確保について検討していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 3歳以上で 教育を希望	ニーズ量	737人	704人	709人	730人	760人
	提供量	1,013人	1,020人	1,020人	1,020人	1,020人
	過不足(提供量-ニーズ量)	276人	316人	311人	290人	260人
2号認定 3歳以上で 保育が必要	ニーズ量	1,027人	982人	993人	1,027人	1,066人
	提供量	966人	987人	987人	987人	1,066人
	過不足(提供量-ニーズ量)	▲61人	5人	▲6人	▲40人	0人
3号認定 0歳から2 歳で保育が 必要	ニーズ量	675人	697人	716人	740人	769人
	提供量	748人	758人	758人	758人	769人
	過不足(提供量-ニーズ量)	73人	61人	42人	18人	0人

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者が通常の保育時間内に保育施設に子どもを迎えに行けない場合、延長して子どもをお預かりする事業として実施しています。今後も通常の保育時間終了後、延長を希望する保護者のニーズに対応していきます。

令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
登録者数	381人	ニーズ量 436人	433人	429人	430人	437人
		提供量 436人	433人	429人	430人	437人

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等の理由により、放課後の適切な保護育成を必要とする小学生の健全育成を図るため、受入れを実施しています。少子化の影響から登録児童数が徐々に減少していく見通しですが、保護者のニーズによっては登録児童数の増加の可能性もあるため、状況を慎重に見極め待機児童を出さないようにしていきます。

令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
登録児童数	811人	ニーズ量 (低学年)	661人	633人	613人	582人	558人
		ニーズ量 (高学年)	190人	209人	207人	204人	210人
		提供量	851人	842人	820人	786人	768人

(3) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者の仕事、疾病、出産等の理由でこどもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設や里親宅において一定期間、養育及び保護を行っています。突発的、一時的に利用が必要な状況になることが見込まれるため、引き続き、安定したサービスの提供が可能な体制を目指します。

令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ利用日数	54日	ニーズ量	80日	80日	80日	80日
実施箇所数	14か所	実施箇所数	14か所	14か所	14か所	14か所
		提供量	80日	80日	80日	80日

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供や相談・助言等を行うとともに、保護者とこどもが気軽に遊べる場を提供しています。今後も、市内のいずれの圏域でも同水準の子育て支援サービスなどを提供できるように努めます。

令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
年間延べ利用者数	26,728人	ニーズ量	4,417人	4,560人	4,442人	4,320人	4,282人
実施箇所数	6か所	実施箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

※ニーズ量は、月間延べ人数を表記

(5-1) 幼稚園、認定こども園における一時預かり事業

在園児を対象に教育時間後等に保育を実施しています。市内の幼稚園及び認定こども園の全園で実施しており、引き続き提供体制を充実していきます。

令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
年間延べ利用者数	33,500人	ニーズ量 (1号認定による利用) (3歳)	3,193人	3,120人	3,472人	3,418人	3,458人
		ニーズ量 (2号認定による利用) (3歳)	12,391人	12,140人	13,403人	13,152人	13,152人
		提供量 (3歳)	15,584人	15,260人	16,875人	16,570人	16,610人
		ニーズ量 (1号認定による利用) (4・5歳)	6,978人	6,591人	6,328人	6,705人	7,065人
		ニーズ量 (2号認定による利用) (4・5歳)	26,806人	25,292人	24,531人	25,794人	26,806人
		提供量 (4・5歳)	33,784人	31,883人	30,859人	32,499人	33,871人
		ニーズ量 (1号認定による利用) (3歳~5歳)	10,171人	9,711人	9,800人	10,123人	10,523人
		ニーズ量 (2号認定による利用) (3歳~5歳)	39,197人	37,432人	37,934人	38,946人	39,958人
		提供量 (3歳~5歳)	49,368人	47,143人	47,734人	49,069人	50,481人

(5-2) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

保護者の就労等による一時的な保育、傷病等による緊急時の保育及び家庭で育児をしている保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等に対応するため、保育所等で預かり保育を実施しています。その他、こどもの一時的な預かりの受皿としての役割を、ファミリー・サポート・センター事業が担っています。なお、ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償でこどもを自宅で預かる相互援助活動です。今後も、ニーズ量に合う提供体制を確保できるよう取り組んでいきます。ファミリー・サポートセンター事業については、援助会員数の拡充に取り組み、こどもの一時的な預かりの受皿としての役割を継続して実施していきます。

	令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育所等の一時的預かり(※)	2,018人	ニーズ量 (保育所等の一時的預かり)	2,228人	2,210人	2,188人	2,195人	2,238人
ファミリー・サポート・センター(※)	2,867人	ニーズ量 (ファミリー・サポート・センター)	2,867人	2,867人	2,867人	2,867人	2,867人
		提供量	5,095人	5,077人	5,055人	5,062人	5,105人

※ 年間延べ利用者数

(6) 病児保育事業

病気や病気回復期のこどもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、保育施設等でこどもを預かる事業として実施しています。今後も様々なニーズを伺いながら、より多くの方に必要な時に利用していただけるよう取り組んでいきます。

	令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ利用者数	621人	ニーズ量 (就学前)	166人	165人	164人	164人	167人
実施箇所数	2か所	ニーズ量 (小学生)	557人	538人	524人	508人	489人
		実施箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
		提供量	723人	703人	688人	672人	656人

(7) 子育て援助活動支援事業(小学生のみ)(ファミリー・サポート・センター事業)

ファミリー・サポート・センター事業では、小学生の放課後における一時的な預かりの受皿としての役割も担っています。今後も、援助会員数の確保に取り組み、こどもの一時的な預かりの受皿としての役割を継続して実施していきます。

	令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ利用者数	1,768人	ニーズ量	2,362人	2,282人	2,222人	2,154人	2,073人
		提供量	2,362人	2,282人	2,222人	2,154人	2,073人

(8) 利用者支援事業

特定型では、ほいく課にて保育コンシェルジュが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行います。母子保健型では、子育て世代包括支援センターにて保健師が身近な相談窓口としてサポートしていましたが、令和5（2023）年4月より、こども家庭総合支援拠点と設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭・保健センターを設置し、今後は利用者支援事業（こども家庭センター型）として相談支援体制の強化を図ります。

		令和5年度実績						
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
実施箇所数	特定型	1か所	実施箇所数（特定型）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	母子保健型	1か所		実施箇所数（こども家庭センター型）	1か所	1か所	1か所	1か所

(9) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方・本市へ転入された妊婦を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用について14回分までの助成を行っています。今後も、継続して妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、助成を行っていきます。

		令和5年度実績					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	626人	推計値	554人	552人	528人	509人	514人

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

産婦・新生児・乳児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問による子育てなどの助言や相談を行い、支援の必要な方の早期把握に取り組んでいます。今後も継続して専門職が訪問し、養育環境を把握し育児情報の提供や保健相談を行い、育児支援を行っていきます。

		令和5年度実績					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ訪問件数	471件	推計値	554件	552件	528件	509件	514件

(11) 養育支援訪問事業等

支援を必要とする家庭に対し、保健師等が訪問し、相談・支援等を行います。利用できる条件を緩和したため、希望者が増加し、支援につながっています。継続して、支援が必要な家庭に届くように実施していきます。

		令和5年度実績					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ訪問回数	240回	推計値	229回	224回	220回	216回	214回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、教材や行事費等の費用の一部を補助しています。引き続き必要な方への助成を行います。

		令和5年度実績
年間延べ利用者数		280人

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の充実を進める上で、新規参入事業者に対して巡回訪問等を行うほか、私立認定こども園における特別な配慮が必要なこどもの受入体制を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っています。今後も、新規事業者に対し、私立認可保育施設への保育士による巡回訪問を引き続き実施し、保育環境や保育内容について相談や助言を行います。また、特別な配慮が必要なこどもについては、各施設において個別支援シートを作成し、適切な支援を提供しています。また、インクルーシブ教育・保育研修会を実施し、引き続き全体的な保育の質の向上に努めています。

ア 新規参入施設への巡回

	令和5年度実績
対象施設数	0か所

イ 認定こども園特別支援教育・保育

	令和5年度実績
対象者数	2人

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。各種の子育て支援を実施することにより、家庭・養育環境を整えるための支援を継続して行っています。

	令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ人数	3人	→	推計値	20人日	20人日	20人日	20人日

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施します。かかりつけの相談機関とつながり、身近で相談できる安心感・孤立を防止します。

	令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ利用者数	1,227人	→	推計値	1,662人	1,656人	1,584人	1,527人

(16) 産後ケア事業

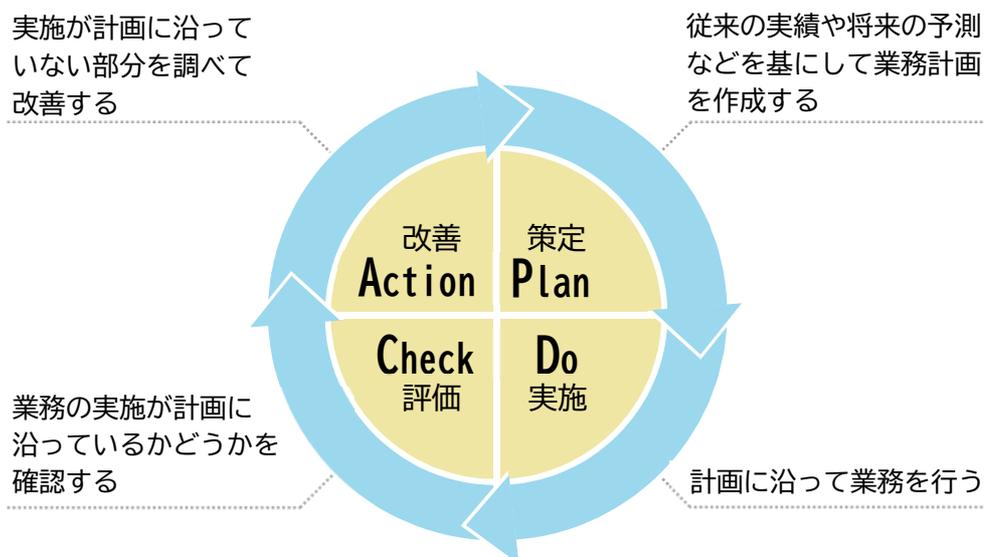
退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行っています。妊娠期からの情報提供を行い、退院直後からでも、支援が必要な母子に対して産後ケアが受けられるよう、また子育て支援としても利用できるよう、充実を図っていきます。

	令和5年度実績		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
年間延べ利用件数	77件	→	推計値	110人日	110人日	105人日	101人日

第6章 計画の進行管理

本計画に基づく取組の実施にあたっては、「芦屋市子ども・子育て会議」「芦屋市青少年問題協議会」において、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するなど、PDCAサイクルにより本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。

PDCAサイクルのイメージ



第3期子ども・若者輝く未来プラン「あしや」

第3期芦屋市子ども子育て支援事業計画
第3期芦屋市子ども・若者計画

【概要版】 令和7年3月

発行：芦屋市・芦屋市教育委員会

編集：芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課
芦屋市教育委員会教育部学校教育室青少年愛護センター

住所：こども政策課
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 電話番号：0797-38-2045 F A X 番号：0797-38-2190
青少年愛護センター
〒659-0072 兵庫県芦屋市川西町15番3号 電話番号：0797-31-8229 F A X 番号：0797-31-8231